

幕末維新における新朱王学の展開（II）

並木栗水及び楠本碩水・東沢瀉の史的地位

望月 高明

あらまし 本稿では前号に引き続いて、楠本碩水の生を検討する。殊に碩水三十九歳の時に惹起した「棄禄」という行為は、彼の生を画期する決定的な出来事であった。碩水の生は、この時を境にしてその前後で景觀が著しく異なつて見える。碩水は十四歳で佐々氏を冒して以来、三十九歳で棄禄するまで二十六年間、平戸藩に出仕した。そして、明治元年には平戸藩貢士（藩論を代表する者）に充当せられて上京、翌二年には大学少博士心得に任せられた。しかし、大学校代が廃止されその職を免ぜられて帰国すると、藩の役職及び俸禄を断然と捨て去つて、田園籠畠の民となつて故郷針尾島に退隠した。明治三年閏十月のことであつた。かくて爾來四十七年間、大正五年十二月に八十五歳の生涯を閉じるまで、読書講学と農耕といふ清貧な生活に甘んずるのであつた。本稿では、碩水の生の画期をなす三十九歳の時に惹起した棄禄という出来事に力点を置いて論じようとした。また、小論は形式上、伝記的あるいは形成史的な記述の体裁を取つてゐるところから、行論上、碩水の退隠後の後半生についても言及した。そして、本当の意味で碩水的なものは、彼が例外者としての自覺に生きた後半生において成つたことを指摘した。それとともに、碩水を駆つてそのような生涯を送らせたところのものとは何かということについても、考察を怠らなかつた。

二 承前

安政五年（一八五八）十一月、藩命により碩水が江戸の佐藤一斎の許

に遊学したことについては既に触れた。碩水の江戸滞在は一年有半に及んだが、彼は江戸往復の途次、当世の名儒たち、吉村秋陽・頼又二郎（頼山陽の第二子）、春日潜庵（碩水が訪問したのは、潜庵が安政の大獄に連坐して六角獄に下る前夜であり、彼は自重して面会しなかつた）、並川復一（懐徳書院長）、藤沢東畝・中井修二（中井竹山の孫。以上は往路）、また尼崎修齋（この人は碩水が崎門学に転入する機縁を準備した）、池田草庵・吉村秋陽（このように、碩水は往路復路ともに秋陽の許を訪ねているが、けつきよく契合するところがなかつたことを後に告白している）、金子霜山・東沢瀉（以上は復路）等々を歴訪して問学論道した（なお、碩水と当世の名儒との遭遇には、立入つて検証してみると、必ずといっていいほどその一つ一つに一場のドラマが介在するのであるが、ここではその姓名を記すに止めなければならない）。そのような事例の一つとして、私はかつて別の小論で碩水の草庵訪問を扱り来たつて主題的に論じたことがある）。

万延元年（一八六〇）、江戸遊学を終えて帰国すると、六月、藩主より進講の命を受け、『近思録』治体第一・第三章を講義する。翌七月、教授見習に任せられる。文久元年（一八六二）四月、辞職を願い出るが、許可されなかつた。『碩水先生生日記』には「四月十八日、職を辞するも、允されず」と、非常に簡潔に事実のみが記されているだけで、その理由には一切言及していない。むろん、辞職を願い出たのであるから事は重大で相応の理由が存するに相違ないが、いたずらに想像を逞しゆうせずには、ひとまず事實を事實として受け止めるにしよう。文久二年（一八六

三) 五月、封事を上り学制改革を建言したけれど、取り上げられなかつた。翌文久三年（一八六三）七月、桜谿書院が落成する。桜谿書院は維新館の旧能依然たる学風に不満を抱いていた碩水が、友人の桑山栗斎・朝川尚絅と謀つて建てた私塾で、端山もその教育に携わつた。崎門学の精神に基づいて教育が行なわれ、来たり学ぶ者日に多く、士風はこれがために一変したが、明治三年、廢藩とともに廃された。同年十一月、近習に転じ、樂歲堂（藩の図書館）主官、兼司秘書となる。慶應元年（一八六五）七月、桑山栗斎とともに福岡藩に使者として赴く。用務は同藩内の尊王派と俗論派との党争を調停するというものであつた。また、太宰府に行き、訥庵の門人、旧知の土方楠左衛門を訪れる。そして、公武合体派による宮中クーデタ（八月十八日の政変）によって長州に走り、更に福岡藩の周旋により当時太宰府に在つた尊攘派の激派公卿三条実美（さねみ）以下五卿に謁見する（なお、『碩水遺書』五に「上三条藤公書」を収録する）。慶應二年（一八六六）四月、蒙斎はその師千手謙斎から贈与せられた『博采儒海』（道學淵源錄）の原本、大塚觀瀾原著、千手謙斎校補」と『自求錄』（千手謙斎著）を端山に、その後『中庸講義』（謙斎著）を碩水に付託して崎門学相伝の衣鉢とした。この出来事は、幕末の思想界における端山・碩水兄弟の史的地位を物語るとともに、後述するように、北宋五子を経て朱子に至つて大成される学問体系、いわゆる道学の伝統が中国、更には朝鮮の李退渙を経て、わが国の山崎闇斎及びその門下の三傑に伝承せられた後、蒙斎を介して端山・碩水に相承せられたことの具体的形象化であつた。『過庭余聞』によると、蒙斎は謙斎から伝授された書を、最初は小笠原敬斎へ伝えるつもりであつたが、敬斎が早世したので端山に伝えたという。七月、松浦大内蔵に随行して上方の情勢探索に出立する。およそ半年間の在京中、旧知の尼崎修斎や前年禁足の状態に在つて面会できなかつた潜庵を精力的に訪ね、その他、渋谷得藏・千手嘉門太郎（謙斎の嗣子）、出雲路桂蔭・中沼了三等を訪ねている。慶應三年（一八六七）四月、小納戸頭に進む。同年三月、平戸藩貢士に充當せられ、急ぎ上京するよう命ぜられる。この年、新政府は国論を代表する者を貢士として各藩から推挙するよう命じたので、平戸藩は

碩水を推薦することになった。辞免したい旨を上書するが許されない。碩水は病氣と称して極力これを辞退したが、藩の重役を介して藩主の命が伝えられ、懇篤な勧説があつたため、已むなく出仕することにした。五月には物頭並に除せられて、禄百石を加増された。

なお、明治元年六月に上京して以来、碩水の京都滞在は二年有余に及んだが、その間の出来事を時系列に従つて枚挙するのは煩に堪えない。従つて、以下の叙述は海山撰の『碩水先生伝』の記述を基にして、それに若干の補足を加える形で進める。

五月京師に抵る。何くも亡く朝廷命じて会計官租稅司判事と為る。固辞するも允されず。旋いで漢学講官に転じ、又た大学少博士に除せらる。庚午（明治三年）秋大學廢せられ、先生遂に平戸に帰る。碩水は六月十五日に京都に着くと、翌日から太政官に貢士として出仕した。七月二十四日、貢士を免ぜられ、帰國を命ぜられる。八月十一日、会計官出仕租稅司判事に除せられる。碩水は即日辞表を提出したが、許されなかつた。八月二十五日、学校御用掛に転じた。九月一日、長谷川深美・中沼了三・三宅大学と同道して梶井宮邸（学校寮代に当たられていた）行き、学則制定の会議に臨んだ。九月十六日、漢学所講説官に任せられる。十八日、開講。中沼了三が『大學』を講義し、碩水は『論語』を講義した。明治二年三月十四日、藩主心月公が上京したので謁見する。二十一日、本姓楠本氏に復する。なお、『碩水先生日記』の割注に「接するに、先生年十四にして佐々氏を冒す。是に至つて藩許を得て本姓に復す」とあるのによれば、碩水は去る十四日の心月公との謁見の際、年来の宿願であった楠本氏への復籍を願い出たものと思われる。⁽¹⁾ そして、その願いが聞き届けられて三月二十一日をもつてその許可が降りたのである。十月、漢学所が既に廃止されたので帰藩を請うたが、朝命により許されなかつた。十二月八日、参朝して大学少博士心得に任せられる。明治三年八月二十七日、大学校代が廃止されたので、大学少博士の職を免ぜられる。免職の翌日から諸友門人の訣別に来る者が相繼ぎ、応接に忙しかつた。以上が碩水の京都滞在における概略であるが、上來の叙述からも明らかなるごとく、貢士として上京した碩水は、わずか四

十日後には貢士の職を免ぜられ、その後も実に目まぐるしく職務が変わっている。これは國家構想がいまだ明確になつていなかつて、明治の初頭において、様々な制度化が試みられては挫折した余波に他ならない。

なお、二年有余の京都滞在中の碩水の動静において、指摘しておくべき一事がある。『碩水先生日記』を読む者は、例えば「(八月)九日、泥谷子敬と偕に、閑斎先生及び尚斎先生の墓に謁す」(明治元年)、「(二月)二十六日、松浦中書・浦上澄治・高畠孝之丞・田代篤次郎と偕に、清水に遊び、浅見絅斎先生・天木善六・北沢孫斎の墓に謁す」(明治二年)という記事を見出すであろう。また、「(五月)二十日、桑田源之丞を大津に訪ね、遂に宿す。若林強斎の墓に謁す」(明治三年)という記事も見える。このように、碩水は崎門学派の朱子学者に相応しく、京都滞在中に幾度か山崎闇斎とその高弟たちの墓に拜謁して、日頃の崇敬の念を捧げている。

かくして、九月二十三日、京を発し、大阪を経て翌十月七日、平戸に帰る。翌月閏十月二十四日、家禄二十五石を賜る。二十八日、従来の藩における役職及び家禄を辞退する。このことは、碩水自身の表現を借りていえば、「全然タル処士之身分ト相成」することを結果する。十一月二十五日、藩許が降りる。ひとまず、碩水が帰藩後、別に家禄を賜つてから、役職及び家禄を辞退するまでの『碩水先生日記』の記事をあげてみよう。

閏十月九日、針尾を発し平戸に至る。二十四日家禄二十五石を賜う。是の日平戸を発し針尾に帰る。二十八日功班及び家禄を辞す。十一月二十五日、許さる。

例によつて、『碩水先生日記』の記事は、碩水が役職及び家禄を辞退するに至る経緯については一切触れておらず、ただ事実だけを記しているにすぎない。わずかに草庵宛の書簡で辞退の理由に触れて、「一昨年復姓以後、常禄ハ指出居候處、当閏十月、新知被下候得共、不任心底候筋有之候ニ付、直ニ返上仕、格禄共ニ指出」(『朱子書』一八四頁)と述べているにすぎない。碩水のこの挙は、平戸藩始まって以来の前代未聞の出来事であり、人々には暴挙とも、あるいは快挙とも映つて、毀譽褒貶

こもごも入り交じつて、ずい分物議をかもしたらしい。當時、兄の端山は権大參事の要職にあつたが、碩水の挙に対しても不満であつた(『碩水先生余稿』附録)。碩水に藩許が降りたのが凡そ一ヶ月後であつたのは、藩側の対応の苦慮を物語るものである。しかるに、碩水が家禄を賜つてから、辞退の旨の願書を提出するまでの期間がわずか数日であつたという事実は、かえつてこの決断が率爾のものでなく、それ以前に長い躊躇と熟慮とが存在していたことを示唆するものでなくてはならない。そして、最も大事なことは、この決断(直接には「二十八日功班及び家禄を辞す」という行為を指す)によって、碩水が古き既往の自己を断然と放擲して、全く新しい生存の次元を選び取つたという事実、これである。それは碩水の生が、生涯のこの時点を境にして、「三十八、三十七、三十六……」と遡れる以前の生と以後の生とに大きく二つに画される前後截然の体験であつた。「古き既往の自己」といつたが、上來やや丹念に見來たつたごとく、碩水は十六歳のとき維新館學員に補せられて以來、三十九歳で退隱するまでの二十數年間を、平戸藩の文治的家産官僚¹¹、讀書人として、主として藩校や書院における青年武士の講官、あるいは學識を要する行政官としてその職責を担つた。この二十數年間の青・壯年時代の努力とは、碩水の表現を借りていうと「自ら学び人を教うるの道」のひたすらなる実現であつた。すなわち「予や不敏、誤つて鬟職に補せらる。竊かに正学を講明するを以て志と為せども、未だ嘗て一毫の実得無し。但だ其の自ら学び人を教うるの道に於ては、意を二者の間に致さざるべからざるなり」(『碩水先生余稿』一、送泥谷子敬序)。そして、碩水の本意では決してなかつたけれど、明治元年三月には小納戸頭のまま平戸藩貢士に充当せられ、翌四月には者頭並に進み、同三年には大學少博士心得に任せられるというように、彼の官吏としての軌跡もまた顯職にまで昇つた華麗なものであつた(後述するごとく、碩水は後に平戸藩に出仕した二十六年間を回顧して、「宦游一十六年の華」と詠んでいる)。そして、碩水はそれら一切を自己の意志でもつて弊履のごとく捨て去つたのである。

曩に指摘したことく、S書簡には自己の生活の不如意が率直に語られ

ている。すなわち、

弟年三十九之時京師より帰候処、家禄も新ニ賜り候得共直ニ奉還仕候

問、赤貧子立（孤立するの意）十余年……。

……然シ次第租税ハ増シ米価ハ低落、且種々不得已之費用も有之、今日ニ而ハ四五百円も負債ヲ生シ、実ハ極貧同様之事ニ御坐候。

（なお、同じく生活の不如意が語られていても、前者と後者はそれぞれ時相を異にしていて、厳密にいえばその性質は同じではないのだが、ここでは問わない）。この場合、この碩水の生活の不如意という事態は、例えば二百数十の諸藩の藩士たちが、慶応三年の幕府倒壊後、明治二年の秩禄改制、更には明治四年の廢藩置県に至る武士身分解体の過程において、国内経済の混乱や物価急騰という事態に直面して生起した生活の不如意とは、決定的に異なるものであった。秩禄改制といい、廢藩置県といいう政策上の決定は、一藩士の思惑などの到底及び得ない天下国家の内政・外交のレベルにおいて進行した措置であり、一個人としてはそのドラステイックな現実を事実として受け止めるより他ないとすれば、それは外一部的に強制せられたものという意味を帯びざるを得ない。しかし、碩水の場合は諸他の藩士のケースとは異なつて、外部的に強制せられたものではない。碩水の生活の不如意という実態は、自己の決断の行為が然らしめたところの当然の帰結として、どこまでも自ら選び取つたものという主体の能動的契機が伴つている。そして、碩水の「棄」という一文字（その他、碩水は「擲棄」とも表現している）は、このことを最も集中的に表現している。碩水はS書簡の冒頭で三十九歳の時に京都から帰つたところ、家禄も新たに賜つたけれど直ちに奉還した（直ニ奉還仕候）ことを述べて、その後にわざわざ「名ハ奉還ナレ共実ハ擲棄ナリ」と割注を付している。このことは、碩水が「功班及び家禄を辞す」という自己の行為を定義する上で、「奉還」と「棄」（擲棄）の相異を範疇的に周到に区別していたことを物語ついている。その相異は碩水にとって非常に重要であつたらしく、『過庭余聞』にも次のような発言が見える。

余ハ禄ヲ棄テタノゾ。世ノ奉還シタトハ違フド。其ノ時ハ大分異議ガアツタサウナ。許シガナイデヒマヲ取ツタコトゾ。予ハ決然顧ミナン

ダ。端山モ権大参事デアツタガ、不満デアツタゾ。コノ棄ノ字ガ大事

ゾ。（なお、「棄」字の圈点は原文のまま）

奉還の「還」とは、固より還すということ。「還す」とは、元來は借りているものを相手に返却することである。ところで、「還す」という行為は、借りているものの所有権が本来相手に帰属していることを前提とし、承認するところに成立する。従つて、借りているものの所有権が本来相手に帰属していないとなると、返却するという行為そのものが成り立たなくなる。また、「奉還」というのは、「還し奉る」というその用語法に既に顯著に読み取れるように、初めから相手（ここでは平戸藩主）の権威を承認し、その勢位の前に摺伏し、それに恭順の意を表するという心性が前提されている。しかるに、「棄」というのは、上の文脈との対照でいうと、既にそういう前提是崩れている。すなわち、元來その者の所有ではないもの——しかも恰もその者の所有であるかのように擬装せられたものを、自分は無自覺に借りていた。そのことを自覚した以上、本来の所有者に返却するか、それができないのであれば、借りていたものは「いらぬ」といつて拒むか、「棄てる」より他ないというニュアンスが込められている。そして、次の文などは、上來述べ来たつたことに肉体を纏わせた概があるであろう。

君臣の大義、世に明らかならざること久し。蓋し今の方に任ずる者は、徒だ人君たるの道を知りて、人臣たるの義を知らず。自ら吾が国は即ち祖先の割拠に囚りて之を有す、吾が民は則ち祖先の攻戦に囚りて之を得たりと謂うも、其の割拠攻戦は、皆な乱臣賊子の為に出ずることを知らざるなり。夫れ朝廷の土地人民を以て、己の土地人民と為し、傲然として上に居り、又た實に下り士を礼するの道を知らざれば、則ち有志の士、宜しく退くこと有りて進むこと無かるべし。家の世禄、世禄ならざるは、論ずる所に非す。（『碩水遺書』八）

碩水のこの文を理解する者にとって、丸山眞男氏の「とくに個人の側から見て忠誠が人格の内面的緊張を鋭く惹起するのは、彼が多元的な忠誠の選択の前に立たされ、一方の原理・人格・集団への忠誠が、他方への反逆を意味するような場合である」（『忠誠と反逆』）という一文は、そ

の導きとなるであろう。このように、「棄」（擲棄）という表現には、「奉還」に存するような相手の権威を承認して、それに隨順していこうとするニュアンスは全く見出すことができない。しかのみならず、その延長上には徳川幕藩体制そのものの否定というラディカルなモメントを見出すことができるであろう。

ところで、碩水が本姓に復したことと、藩の役職及び家禄を辞退したこととは、それぞれ別次元のことがらとして、一應は區別して扱うことができると思う（例えば端山が碩水の復姓には贊意を表したけれど、棄祿を不可としたのはそのような理解を示すものといえよう）。因みに復姓と棄祿との間には一年八ヶ月の時間的な隔たりが存している^(三)。しかし、碩水の「明治二年己巳春三月、本姓に帰復す。三年庚午冬十一月、祿を棄て里に帰り、梅林山中にト居す。時に年三十又九なりき」（同八）といふ表現は、彼が二つの行為を別次元のこととしてではなく、緊密につながりのこととして捉えていたことを示唆する。更に碩水の「異姓を冒さざるは、是れ孝の第一義なり。武門に仕えざるは、是れ忠の第一義なり」（同八）という表現は、われわれの上の予想を補強するに足る資料といえる。事実、海山はその「碩水先生伝」において、己巳の春に至りて、本姓に復せんことを請い、家禄を併せて之を還す。先生は武門の專權、王室の不振を憤慨して、毎に曰く、「異姓を冒さざるは、是れ孝の第一義、武門に仕えざるは、是れ忠の第一義なり」と。と表現して、そのような理解を示している。海山は愛甥として退隱後の碩水の身辺に常に在つてその庇護と薰陶を受けた人だけに、その理解は一つの鉄案だといつてよい。従つて、それ以後の碩水論は、この問題については多く海山の理解を踏襲している。そして、一應別次元のこととして考えられる二つの行為を媒介するのが、碩水の「名分説」である。例えは碩水の「予が尊王説モ名分カラゾ。幕府大名ヲ嫌フモ名分カラゾ」（『過庭余聞』）という簡潔な表現は、かかる消息をよく伝えている。碩水は平戸藩で勤王説を首唱したのは自分であるという強い自負の念を持っていた。そして、それは「幕府ガ盛ニナツテ御一新ニナラヌナラバ、予ガ首ハナカツタゾ」（同上）というほどラディカルなものであった。

三

以上、われわれは碩水の前半生の履歴、わけても碩水の生の画期をなす三十九歳の時に出来した棄祿という出来事に力点を置いて叙述した。

再び繰り返すが、碩水は十六歳のとき維新館學員に補せられて以来、二十九歳で退隠するまでの二十数年間を、平戸藩の知的エリートとして、藩校や書院における青年武士の講官、あるいは行政官としてその職責を担つた。そして、碩水の本意では決してなかつたけれど、明治元年三月には小納戸頭のまま平戸藩貢士に充当せられ、同三年には大学少博士心得に任ぜられるというように、彼の官吏としての軌跡もまた顕著にまで昇つた華麗なものであつた。しかるに、碩水はそれら一切を自己の意志でもつて弊履のごとく捨て去つたのである。

それでは、明治三年閏十月二十八日に役職及び家禄を辞退した後の碩水の生とはいかなるものであろうか。このことは同時に、碩水が明治時代をどのように生きたかということを、その前半生との対照性において問うことを意味する。碩水の生涯を回顧したとき、その前半生は導入部にすぎず、いまだ真に碩水的なものはいいがたい。むしろ、本当の意味で碩水的なものは、彼が明治という時代を、現実には絶えず敗れながら、例外者としての自覚に生きた後半生において成つた。かく言えば、碩水の生において、後半生のもつ意義の重大なことはもはや明らかであろう。ここで再び海山の「碩水先生伝」の記事をして語らしめ、それに補足を加える形で進めよう。

明治天皇登極するに迨びて、天下一新す。乃ち曰く、吾が願い畢れり^(五)。

碩水に藩許が下つたのが一ヶ月後の十一月二十五日であったことは既に述べた。『過庭余聞』の「許シガナイデヒマヲ取ツタコトゾ。予ハ決然顧ミナンダ」（前出）という表現に徴すると、碩水は藩許を待たずに決然と故郷針尾島に帰つてしまつたと思われる。海山の次の叙述は、このことを間接的に裏付けるものであろう。すなわち、「庚午の秋、大学廃せ

られ、先生遂に平戸に帰る。更に家禄若干を賜るも、先生顧みず、直ちに針尾山中に入り、茅屋を結びて居る。この時期に碩水はその名も「庚午孟冬帰家」（庚午は明治三年、孟冬は陰曆十月）と題する一詩を作つてゐるが、その詩に示された碩水の心境には、宛ら陶淵明を偲ばせるものがある。

（『碩水遺書』二）
宦遊二十六年の華、帰り去いて始めて知る 足を蛇に画くなるを。三径独り存す 元亮の菊、愛し看る 秋後 傲霜の花（菊花をいう）を。

なお、この詩は草庵宛の書簡に引かれていて、その前に「佐々氏ヲ嗣キシ以来已ニ二十六年ニ相成申候。有詩云」というコメントが付してある。

これに従ふると「宦遊二十六年」とは、碩水が十四歳の時に佐々氏を冒して以来、三十九歳で棄禄するまで平戸藩に出仕した期間を指すことになる。起句の「華」という字には、「榮華」「華麗」「華美」などというように、はなやかで盛んとか、はなやかで美しい、輝くなどの意とともに、うわべ・外観の美などの意があるが、ここでは後者の意であろうか。むしろ、前者の意味を保持しつつも、漸次その重心が後者へと移つていく途上にあるといった方が、あるいは正確かも知れぬ。否、途上にあるという言い方も正確とはいえぬ。むしろ、前者の意が完全に払拭せられて、後者の意へと脱落していくと言つた方が一層正確である。承句の「帰り去いて始めて知る 蛇に足を画くなるを」という表現は、このことを端的に表している。碩水の語録『隨得錄』（四巻、余祿一巻）に、「華を去り實に就く」（同八）、「浮華を去りて敦朴に就く」（同十二）といふ表現が見える。この両文はそれぞれその時々の事柄に即して發せられたものであること、また、ともに短文であることもあって、これだけでは何を意味しているのか、判然としない。しかし、右の二文を上來の脈絡中に定位せしめたとき、それは輪郭の非常にはつきりとしたものになるであろう。なお、碩水の官人としての二十数年の足跡が顯職にまで昇つたいかほど華麗なるものであったかについては、既に指摘した。淵明の隠逸は碩水の夙に欽慕するところであった（碩水が淵明に言及したもののは固より枚挙するに暇がないが、例えば「賞菊」（『碩水遺書』一）と題

する一詩などには、自己の社会的榮華、肉体的快樂を捨てて自然に帰つていつた淵明の人格に対する直接的な傾倒を読み取ることができる）。碩水はかつて草庵宛の書簡で、時局に触れた後、「今日第一之急務、勤王之大義ニ可有之。何卒往昔之大内裏ニ復シ度奉存候」（『朱子書』二〇三頁）と自己の内心を吐露している。そして、事實として既に明治天皇が践祚して一應は天下が一新されたのであるから、しかく勤王の大義を切論した碩水が、「吾が願い畢れり」と観じたのは、蓋し当然である。事態かくのごとくであれば、淵明のように退いてわが眞を守る生活をするのが碩水において最も意に適うところであった。その時から回顧すれば、過去二十六年の宦遊とはけつきよく蛇足に他ならなかつた。「蛇足」とはもちろん蛇の絵に足を描き添える義で、余計なつけ足し、なくともよい無駄なものという意味である。そして、官人としての過去二十六年の華麗なる経歴を、碩水は現在の時相に立つてそのようなものとして観じている。これ義に「宦遊二十六年の華」という句を取り来たつて、この「華」という字が、はなやかで盛ん・はなやかで美しいなどの意味が完全に払拭されて、うわべ・外観の美へと脱落していくと言つた所以である（そして当然、その背後には「華」という字を、華麗から外観の美へと觀する碩水の価値意識の転換、あるいは境位の変化という過程が対応している）。

ところで、言葉というものは、意味が成層的に重なつており、表面の日常的な卑近な意味から、底部の深淵的な含蓄へと漸進的に下降していくことができる。従つて、碩水の「足を蛇に画く」（画足蛇）という表現についても、同じ事態を適用すると、こういうことが言えるであろう。すなわち、「足を蛇に画く」という表現をその原義に還したとき、「余計なつけ足し」「なくともよい無駄なもの」という通俗的な卑近な意味の底に、人間の意識的・無意識的な行為——その多くは驕慢を基調とする智巧作為——によつて、そのものがそのものであることをやめて、別の何物かへと化し去るということ、Aが非Aへと化し去るという事態が含意せられていないであろうか。蛇の絵に足を描き添えることによつて、その絵はもはや蛇の絵とは異なつた、似て非なるものとなつてしまふ。

このことを人間の境位に即して表現すれば、「足を蛇に画く」とは、自己が固有している本来のもの、自己における本質的なもの、純粹無雜なるもの、それらの本然の姿を外部的なもの、反価値的なもの、あるいは後天的な作為等々によつて歪めて、「仮」とか「偽」という非本来的なものへ化し去るという事態を意味する。そして、碩水において二十六年の宦遊——これこそ現実の政治的生活として最も俗なるものと範疇づけられる——とは、けつきよくそのようなものに他ならなかつた。現実の社会が偽（人間的作為）なくしては成立し得ない眞の喪われた世界に他ならないのであれば、「真を守る」ためには、そこから離脱しようとするのは当然の勢であり、事実、碩水の場合、明治三年を境としてこの傾向が徹底して推し進められた（なお、上來の叙述において、「蛇足」という言葉に伏在している含蓄を探ろうと努めたのであるが、思索が未徹のために分析の深みを欠いて平凡な結論に終わつたことは甚だ遺憾である）。

碩水は帰郷すると針尾の生家から少し離れた梅林に茅屋を構え（梅林山荘と名づける）、以後官途に意を絶ち、読書講学と農耕に従事するという簡素な清貧の生に甘んじた。これ兄の端山が草庵宛の書簡の中で、碩水の針尾山中での生活を「謙三郎之義御尋被下、是者西京小博士之辭免後帰藩、山中ニ潜居、一二之生徒相聚講習之余、或は田ヲ耕シ、或ハ山ニ樵シ、時有リ海ニ漁シ、飄々然消光罷在候。左様御放念可被下候」（『朱子書』七三頁）と報知している所以である。碩水はその「梅林山荘記」において、「明治庚午、予が年三十九、禄を棄て里に帰り、居を此にトし、終焉の計決せり」（『碩水遺書』六）と記している。また、その「隨得錄」一にも、「明治二年」巳春三月、本姓に帰復す。三年庚午冬十一月、禄を棄て里に帰り、居を梅林山中にトす。時に年三十又九なりき」（同八）と記している。このように碩水がわざわざ「明治庚午、予が年三十九」・「三年庚午冬十一月、時に年三十又九なりき」と、年次と自己の年齢を明記しているのには、理由がなくてはならない。これには、今まさしくわが終焉の図が定まつたのだとする感慨がある。それは碩水の生が生涯のこの時点を境にして、「三十八、三十七、三十六……」と過れる以前の生と以後の生とに大きく画されたと

いう自覺の集中的表現である。碩水はこの時を境にして、古き既往の自己に死んで新しい異質のより高次の自己に蘇つたのである。この場合、「終焉」という表現には、古き自己を主語にしていえば、死に臨む、臨終、命の終わりという意味において、新しい異質のより高次の自己の生起は、彼の全存在のその根柢からの転回の体験として、文字通り古き自己の死が含意せられているであろう。一方、新しき自己を主語にしていえば、本来の落ち着きどころという意味において、古き既往の自己の死は、そのまま新しい異質のより高次の自己の蘇生の体験として、全く新しい生存の次元への躍入を意味するであろう。新しい生への出立は、居を故郷の梅林山中にトすることから始まつた。碩水において、明治三年という年がこのように自己の生涯を画期する意味を有するものである以上、梅林山中にト居した年次と自己の年齢を明記して、かく感慨を記したのは当然のことではなくてはならない。それは石碑のように硬い石の面に彫り付けられこそしなかつたけれど、碩水はそういうつもりでこの文字を記したのだと思う。帰郷という形で始まつた碩水の後半生は、今ようやく緒についたにすぎない。碩水はかつて「古人は四十にして仕う。吾は則ち禄を棄て山に入る」と語つたという（『碩水先生伝』）。「古人は四十にして仕う」は、『礼記』曲礼上の「四十を強と曰う、而して仕う」を踏まえたもの。碩水がいかなる感慨を込めてこのように言つたかは、これだけでは判然としないが、四十歳を待つて満を持して出仕した古の士大夫と、正しくその四十歳の目前で致仕して退隠した自分との対蹠性に思ひを致しているのは疑いない。われわれはここでもう一度、碩水が三十九歳という働き盛りの年齢で、しかも大学少博士にまで昇つた者が、明治時代とともに平戸藩士としての地位も俸禄も一切をかなぐり捨てて、田園籠畠の民として隠逸の生活を選び取つたというドラマティックな現実を、碩水とともに確認しておこう。爾來四十七年間（四十七年間である！）、大正五年十二月二十三日、八十五歳でその長き生涯を閉じるまで、針尾島での簡素な清貧の生に甘んずるのであつた。そして、「旧隠帰來す 十七年、除夕に逢う毎に 酔うて陶然たり。明朝 半百に又た六を添う、梅邊に向ひて枕を高くして眠るに好し」（『碩水遺書』二、除夕）。

「人生七秩 又た何をか貪る、帰隱経年す 三十二」（同二）、七十自寿、「三十九にして山に入り、今又た三十九。記念 更に何をか為す、一樽酒を傾くるに好し」（同四、七十七歳生日作二首）。なお、同詩には「余三十九歳にして官を罷め山に帰る。今復た三十九年、故に云う」の割注が附してある）という詩句の存在は、碩水の後半生が、「棄禄帰里」したこの時を原点にして展開していくとともに、それは同時に爾後の生を照破する光源にもなつていてことを物語っている。碩水において、爾後の生、自己の現実は常にそのつど原点に立ち還るという「反復」として検証がなされるのであつた。

碩水が棄禄して田園籠畝の民となつたというのは、ひとまずよろしい。そのドラスティックな現実を、われわれは事実として受止めるとしよう。そして、このことは必然的に碩水が余他の一切を捨ててまで守ろうとしたところのものとは何か、また結局は同じことだが、碩水を駆つてそのような生涯を選び取らせ、更にそのような生涯を送らせたところの当のものとは何かという問い合わせ、われわれを導くであろう。われわれは以下の叙述によつて、この問い合わせ明らかになるよう自ら期待したい。しかば、碩水はこの僻陬に住まいして何をしようというのか。また、四十七年間に及ぶ針尾島での彼の後半生を支えるものは何であつたろうか。碩水に次のようない文がある。

天地に変災有り、國家に治乱有り、君父に賢愚有り、心に存亡有り、身に死生有り、道に邪正有り、徳に昏明有り。恃むに足る者無し。然らば則ち吾人天地の間に立ちて、其の恃む所の者は果して何者ぞや。其れ必ず在ること有り。（同九）

道に正有り邪有り、心に真有り妄有り。故に道と心とは、異端も亦た能く之を言う。惟だ理と性とは、則ち善にして悪無く、邪妄の言うべき無し。故に聖賢の学は窮理尽性に在るのみ。（同八）

天地・国家・君父は、自己に対し一応は「外」として範疇づけられるものである限り、それらのものが常に価値的に相対的な地位しかもち得ないのは、蓋し当然であろう。われわれは高度な科学技術の進歩によつて、気象についてはかつてないほど高い予知能力を獲得しているにもか

かわらず、現在でも大規模な自然災害に見舞われることがしばしばある。また、現在では政治学・経済学・法律学……等々、直接・間接に国家経営に関する学問や技術は非常に高度に発達しているにもかかわらず、現に至るまで国家に治乱が絶えないことは、歴史が何よりも雄弁に物語ついている。なお、直接的事実的人間関係である君父に賢愚があることについては、もはや説明を要しないであろう（專制国家において、君主の人格の賢愚が国家の政治にいかに大きく反映するものであるか、例えば明の弘治（孝宗）と正徳（武宗）の二つの時代の対照などは、恰好の例であろう）。しかるに、内なるものか外なるものかについて色々な解釈を容れる余地のある身はともかくとして（碩水が「身に生死有り」というごとく、人間が身体的に生死する有限な存在であるのを免れ難いことは、事実として承認しなければならない）、心というものに、何らかの意味で総体的責任を荷なわせるのは、すべての実践哲学における常道と見なされよう。それにもかかわらず、碩水によれば「心ハ理氣混合シタルモノナレトモ、氣ノ精爽ナル者ナレバ、畢竟意氣ニ属シテ理ニ属スペカラズ」（『朱子書』一五〇頁）というごとく、心は第一次的には氣の原理に立脚するものであつて、その具体性・現実性の故にやはり価値的に相対的な境を脱し得ない。また、道といい徳といえば、前者は客観的な規範性として直接的事実的人間関係から区別されて、倫理的當為として現実を律する理念としての性格を有する。一方、後者は人間のもつ先天的及び後天的な性質の全体を指す言葉として、人間における最も人間的なものを構成している。それにもかかわらず、碩水によればそれらもまた価値的に相対的なのを免れない。

このように、一般に「内」と範疇づけられるところの身・心・道・徳がもはや絶対的な価値優越性をもち得ず、善惡相対の立場を脱し得ないとするならば、一体われわれは日常性の世界の中で生きていて何を窮屈的な拠り處としたらいのだろう。これ碩水に「然らば則ち吾人天地の間に立ちて、其の恃む所の者は果して何者ぞや」という喫緊の問い合わせのある所以である。そして、碩水がそれに続けて断固として「其れ必ず在ること有り」というごとく、それにもかかわらずそのような窮屈的な意味

でわれわれの扱り處になるもの——人間存在の根柢にかかる形而上のなもの——が、われわれの生にはどうしてもなければならない。そして、碩水によれば、そのような窮屈的な意味でわれわれの扱り處となる形而上のものは、端的に「理」であり「性」であった。性理とは、本性の中核となるもの、人間生命のぎりぎり結着のところをいう。このように、性と理の両者（「性即理也」という命題が明示しているように、この両者は存在の態様の別によって名称を異にするにすぎず、実質は同じ一つのものを指すにすぎない）は、宋人がそもそも「人間」とは何であるか、人間存在の本質、根拠とは何であるかという形而上学的なる問い、総じて人生の意義や価値の問題に逢着して開拓したところの存在の根拠に他ならなかつた。こうして、碩水の生涯を貫いて彼を支えたものとは、端的に性理の学（心学にあらず。なお、碩水においてこの区別は非常に重大な意味をもつてゐる）であつた。そうして、性理の学を構成したのは、仏教唯心論の開拓した長所を自己の契機として否定的に媒介しながら、儒教の人倫主義を個人の性に基盤づけ、北宋五子（周濂溪・邵康節・張横渠・程明道・程伊川）の学説を集大成して壮大な世界観を打ち立てた、南宋の朱子その人であつた。碩水の学問の性格を考えるとき、朱子及び朱子学の存在は決定的な意味を持つていた。

こうして故郷針尾島での碩水の後半生が始まるのであるが、その模様を格調高い筆致で綴つたのが、「梅林山荘記」（碩水遺書）六である。碩水は彼の他のいかなる述作においてよりも、最も多くこの記のうちで針尾島での生活のことともについて語つてゐる。「梅林山荘記」は年次を欠いているため、それがいつ頃執筆せられたのか、正確なことは分からぬ。ところで、私はこの「梅林山荘記」を読むたびに、多分にそれが草庵の一代の名文「青谿書院記」（草庵文集）中にインスピライ一されるところがあつて執筆したものとしか思われない。もつとも、碩水はどこにもそんなことは言つていらないから、私の勝手な臆測にすぎないとわれば、それはどうかも知れない。「梅林山荘記」の中には、「青谿書院記」との関連を思わせる表現が少なくない。一、二例を示すと、前出の「明治庚午、予が年三十九、禄を棄て里に帰り、居を此にトし、終

焉の計決せり」という表現は、後者の「年已に壯を過ぐ。乃ち復た笈を負ひて帰る。……而して此の院を築く。弘化丁未六月、實に始めて徙る。然る後に吾が終焉の國定まれり」という表現と密接に対応している。また、前者の「嗟夫、天地有りてより以来、此の山水有り。曾て此に何人か有りて、此の趣に処し得たる。山水と人と相遇うこと此くの如く其れ難し」という表現は、後者の「抑々古人言える有り、曰く、宇宙有りてより以來、已に此の渓山有り。還た此の佳客有りや否やと。然らば即ち渓山の得難きに非ずして、佳客の誠に遇い易からざるなり」という表現と、その発想・表現・構成において驚くほど類似した点がある。「梅林山荘記」を「青谿書院記」と対比すると、後者の前者に対する関係は單に区々たる語句の類似に止どまらないで、實に全体にわたる根本的な基調をなしてゐる。山陰なる但馬に「農夫の子」（草庵の表現）として生まれた草庵は、十九歳の時に出奔（還俗）という形で故郷を後にして京都に出た。そして、十数年の遊学の後、三十一年のとき再び笈を負うて帰郷した。かくて、爾後官途への志を絶つて、明治十一年九月にその生涯を閉じるまで三十五年間、その後半生を処士として青谿書院に在つて、読書講学と育英という簡素な生活に甘んじた。「青谿書院記」末尾の「夫れ身を奉じて山に入る者は、固より当世に意無し。然り而して百世の後に意無きこと能わざる者も、亦た志有る者の或いは廢せざる所か」という一節は、草庵の一生といつものがどのようなものであつたかを語つていて余蘊がない。草庵の生は、隠逸者の有する自然愛好の精神と、世俗の有する社会的関心とのいずれにもわたり、この間に放浪せず両者を踏まえた一つの境地を持っていた。ちょうど宋儒周濂溪がそうであつたようだ。

碩水はAグループの学者（秋陽・訥庵・良齋・潛庵・草庵）とは、早世した良齋を除いてはいずれとも親交を結んだが、殊に草庵の風懷を慕いその人格に深く傾倒した。草庵との面晤は、その若き日に江戸からの帰途、但馬の青谿書院に草庵を訪ねた（万延元年、二十九歳）のが最初で最後であった。碩水の但馬滞在はわずか五日間にすぎなかつたが、青谿書院における草庵と塾生たちとの共同を目の当たりにしたことは、そ

の時碩水の目に必ずや何ものかを焼き付けずにはおかなかつたであろう。爾後、碩水は書簡を通じて多少の断続はあるが草庵の晩年まで親密に交わつたこともあるつて、但馬における草庵の生活やその心事について具さに知る機会に恵まれていた。上來の叙述からも観取し得るよう、士分を返上して「全然タル処士之身分と相成」つて針尾島に隠棲し、読書講學と育英とに努めた碩水の後半生とは、宛ら但馬における草庵の生活を髣髴させるものがあつた。このように碩水は上來の草庵の先行者としての生き様に深く共感するところがあつたので、恐らく草庵の没後、但馬における草庵の日常を詩情豊かな高い調子で最も多く語つている「青谿書院記」に呼応するつもりで「梅林山荘記」を執筆したのではないだろうか。もつとも、碩水は明治十二年四月に、八年間住み慣れた梅林から江下村に居を移しているから、むしろ「梅林山荘記」執筆の動機は、彼自身の移居という出来事が直接の機縁になつてゐると考えられなくもない。しかし、実際にはこの二つの要素は互いに排除し合うものではなく、その動機を補完し合うことが十分に可能である。木南卓一氏はその「池田草庵先生—生涯とその精神」において、「青谿書院記」を把らえ来たつて、

この文章は實に心をこめて綴られたもので、先生は自分の歿後、池田草庵という人はどのような人であったか、どういう志を抱いてこの青谿書院で一生を送つたかを知ろうとする人があれば、この「書院記」を読んでもらえば十分だという氣持で書かれたと申してよいでしよう。

と評している。私は碩水の「梅林山荘記」についても、全く同様の事態を指摘することができるのでないかと思う。

上來述べたごとく、碩水は他のいかなる述作においてよりも、最も多くのこの記のうちで針尾での後半生について語つてゐる。しかし、同記については別の機会に小論を準備して主題的に論じたいと思うので、ここでは引用を差し控え、それに代わる別の資料を提示するとしよう。

九月二十三日京都発程、十月初二埠浦出帆、海上順風二而同七日帰着仕候。一昨年三月復姓以後、常禄ハ指出居候處、当閏十月、新知被下候得共、不任心底筋有之候ニ付、直ニ返上仕、格禄共ニ指出、只今

ニ而ハ全然タル処士之身分ト相成、故郷針尾島え引入、梅林ト申処ニ住居仕、梅林山荘ト名ツケ申候。此処南面之地ニ而、後ハ山ニ傍ヒ、前ハ海ニ臨ミ、海ヲ隔ルノ諸山ハ庭前ノ仮山ノ如ク、海ハ一里四方ノ湖水ノ如ク、風波之險も絶而無之、四時共ニ小艇ヲ泛ヘ釣ヲ垂レ候ニ至極宜敷御座候。旧宅ヲ阻ル事僅五六丁、老母も當時旧宅え罷在、朝夕之定省も不相闕、季弟準平と申者旧宅ヲ守リ居候。近藤收藏ハ其辺ニ而時々往来仕居候。先年ヨリ此処住居之心得ニ御座候間、梅林山荘ノ額面も一齋翁ニ相頼有之、早速ニ掲ケ申候。実ニ宿年之素志ヲ遂ケ候間、自是以後静坐読書專要從事可仕候。小塾ヲ開キ候ニ付、余力ニハ諸生教授可仕奉存候。小浜藩山口正市郎及弟称平と申兩人ハ、京都ヨリ從遊罷越候。其外旅生も頼來有之、藩中之者も追々集來候事ニ御座候。乍然又々官辺之紛糾ヲ生シ候も難計。是レハ誠ニ恐懼之事ニ御座候。尤此度ハ容易ニ山ヲ出テ候心得ニ無御座候。「尋常一樣芭蕉雨、聽至今宵別自清」之句ヲ得申候。

(中略) 最早山中ニ引入候ヘハ、珍書も手ニ入り不申候。在京中所得之諸書、是ヨリ閲覽一過可仕。只々夫耳相樂居申候。佐々氏ヲ嗣キシ以来己ニ二十六年ニ相成申候。有詩云、「宦遊二十六年華、帰去初知画足蛇。三径獨存元亮菊、愛看秋後傲霜花」。御一笑可給候。山中之興味ハ寔ニ別段之事ニ御座候。

塾規も務テ古人之風ヲ追ヒ、俗礼俗格一切禁止、師弟之道ハ愈々以嚴重仕度候。世上ニハ益暮之謝儀、寒暑之見舞之事有之候得共、拙門ニ於テハ是等不残相廢し申候。洒々落々、清介自守之風不相失候様奉存候。併し兎角俗見上ヨリ目ヲ付ケ、義理之根底ニ透徹仕兼困入申候。御高見被為在候ハ、御示教奉願候。康齋之風致甚面目御座候。塾規一通供電覽候。御心付奉待候。(『朱子書』一八四頁、一八六頁、碩水の草庵宛書簡。便宜上、以下この文をS-I-II書簡と称する)

S-I-II書簡は年次を欠いているが、その末尾に「十二月十日」の日付が記してあること、また、冒頭の内容に従事すると、同書簡が碩水が棄禄した日(明治三年閏十月二十八日)から数えてわずか四十日余り後(藩許が降りて十数日後)に執筆せられたものであることは疑いない。碩水の

棄禄という出来事に限つていえば、S書簡（小論I 52頁引）が回想といふ過去の時相に属しているのに対し（S書簡の執筆年次は明治二十二年四月）、S-I書簡は現在の時相に立つて同じ消息を報じているところに、両者の大きな相違がある。何といってもS-I書簡の強み、その資料的な価値は、棄禄という有藩以来未曾有の出来事の余震がいまだ周辺に色濃く残つてゐるところにある（事実、既に触れたごとく碩水がS-I書簡の末尾において「佐々氏ヲ嗣キシ以来已ニ二十六年ニ相成申候。有詩云」と述べた後に、「庚午孟冬帰家」の詩を草庵に示しているのは、その一証左である。庚午孟冬は、明治三年陰曆十月。このことは、同詩が碩水の棄禄とほとんど時を同じくして詠まれたことを意味する。また、それだけに当時の碩水の心境というものが非常に純粹に流露している）。あるいは碩水が棄禄するときに伴つた憤志の余り、余憤というものが（これは海山「碩水先生伝」の「先生は武門の專權、王室の不振を憤慨す」、及びS-I書簡の「当閏十月、新知被下候得共、不任心底筋有之候ニ付、直ニ返上仕」を踏まえる）がいまだ燃つてゐるといつてもよいかも知れない。比喩的に譬えていうと、ある理由によつて群れを離れた一頭の草食獣が乾いた大地を濛々と砂塵を巻き上げながら疾走してある地点を通過したとしよう。ある人がその地点（仮にA地点としよう）に立つて眺めた時には、既にその動物は彼方へと去つてしまつて、その姿を見ることはできなけれど、彼の立つているA地点の前後には一筋の破ぼこりが空中に舞い上がつてゐる。そして、見遣るとA地点の後方から前方へと次第に砂塵はその濃度を増しながら、それぞれの地点において大型動物の疾走のすさまじい跡というものを伝えている（なお、この比喩の難点は、碩水の棄禄という行為はただ一度限りの出来事であるのに、動物の疾走の比喩では、疾走というその地点地点における同じ動作の連續性（反復）が強調されてしまい、ただ一度限りという行為の一回性が示されていないところにある）。もつとも、碩水が家禄を棄てて田園耽溺の民として隠逸の生活を選び取ることは、「実ニ宿年之素志」であった。事実、将来故郷針尾島に隠棲することを既に見越して、佐藤一斎に「梅林山荘」の扁額の揮毫を依頼していたことは、碩水のこの挙が

率爾ではない、周到な準備の下に進行していいたことを示唆している。なお、一斎に「梅林山荘」の扁額の揮毫を依頼したのは、恐らく碩水が江戸の一斎の許に遊学中のことであろう。そして、既述のごとく、一斎は碩水が遊学中の安政六年九月に没している。従つて、事実として既にその「素志」を遂げたのであるから、S-I書簡の文面には碩水が棄禄するときに伴つた「余憤」以上に、ようやくにして宿願を果たしたという安堵感や開放感、あるいは全く新しい生活に踏み出すのに際して伴つた期待感や決意の念……等々、様々な感情が交錯していることは指摘しておいてよい。私は猪城博之氏の文によつて、諫早出身の伊東静雄が「大村湾は、日本の地中海だと云はれるほどで、明澄で静穏でしかも快活」（立原道造君と私）と書いているのを知つた（「家学」ということ）（『補本集全集』に寄せて）。針尾島は大村湾頭に浮かぶ小さな島である。碩水はS-I書簡において梅林山荘を取り巻く美しい風光・景趣を簡潔な筆致で表現しているが、後年それに一層の洗練が加えられて「梅林山荘記」の美しい表現へと結晶するに至るのだった。かくして、碩水は、「山中之興味ハ実ニ別段之事ニ御座候」、あるいは、

山中閑静、超然之氣象も間々相覧へ候。京遊中之事共回顧仕候ヘハ、
実ニ扁舟之大海風浪中ニ出没スル如ク、可恐事共不堪後悔之至候。
扱々山中之樂ハ格別之事ニ而、安氣無此上候。但此安樂中、日月ヲ空
ク過キ候テハ不相濟義ニ付、力之及ハ勉強可仕候。（『朱子書』二二八
頁、草庵宛書簡）

と述べて、山紫水明なる針尾山中での悠々自適の生活を謳歌している自己を隠そとはしない。そして、後代から碩水の学を回顧したとき、その学を形成したものとは、上来少し触れた針尾島を取り巻く風光明媚な自然という風土的条件とともに、上の書簡の末尾で控え目に誓われているような斯学に対する真摯な姿勢であつたろう。

注
(1) 海山はその「碩水先生伝」において、碩水の復姓に至る消息を、こう記している。

養齋君の病むや、先生肥後に在り。之を聞き即ち過すみやかに帰る。昼夜兼行し早岐に至りて涉夫に聞いて曰わく、「汝、家君の病を聞くこと如何ん」と。涉夫併りて知らずと為し、曰く「未だ詳らかならず」と。是に於いて其の帯ぶる所の飯团を水に投じて曰わく、「噫已んぬるかな」と。急走すること二里、至れば則ち事已に裏れり。先生は他姓を継ぎ三年の喪を行ふこと能わざるを以て、深く自ら悔恨す。

己巳の春に至り、本姓に復せんことを請い、家禄を併せて之を環す。碩水の父楠本養齋が没したのは、安政元年（一八五四）十月二十四日。折しも碩水は肥後の木下韓村の門に遊学中であった。時に二十三歳。海山は碩水の復姓の機縁をなすエピソードについて立ち入って記しているが、それは碩水の直話なのではあるまいか。海山は退隱後の碩水の身辺に常に在つて、恐らく碩水の口づから話として幾度となくこのエピソードを聞くことがあつたのだろう。ともあれ、海山の叙述によれば、碩水の復姓の機縁を直接準備したのは、父養齋の死に遭遇して、佐々姓を継いでいるために子として三年の喪に服することを許されなかつたというものであつた。その後、碩水は崎門学に接し、崎門学派の朱子学者としてその自覚を深めるのに応じて、自己の現実が理念（本来の在り様）を裏切つているという矛盾に黙し難く、その名分論のルーツを窺うに足る資料であろう。

浅見綱齋の出處に於ける、三宅尚齋の異姓を冒すを禁ずる、学者以て法と為すべし。（碩水遺書）八）

（2）もつとも、海山は下に引用した「碩水先生伝」の文に統けて、「明治天皇登極するに迨びて、天下一新す。乃ち曰く、吾が願い畢れり」と表現しているから、碩水の棄禄という行為は、行為としてはいまだ将来という時相に属しながら、明治天皇が践祚し、王政復古の大号令が發せられた慶應三年には、原理的にはこの時に既に完了したものとして、過去の時相に属する底のものと解せられるであろう。それが明治三年まで延びたのは、父祖以来藩主の扶持に頼つて生きてきた恩義に流されたからに他ならない。かく見来ると、両者に介在する

一年八ヶ月という時間的な隔たりは、實際には大きな意味を持ち得なくなる。

（3）碩水の詩において「真」という文字が用いられているのは、ひとまず次の二詩である。「村居 秋も亦た好し、諷詠 天真を樂しむ」（碩水遺書）二、秋日村居、「時局変遷 口を逐うて新たなり、此中に誰か復た其の真を守らん」（同三、寄兼坂止水）。なお、陶淵明の「真」については、福永光司氏に同題の雄篇（『魏晋思想史研究』所収）があつて委曲を尽くしている。

（4）初めに端山の碩水宛書簡を示すとしよう。

梅窓ニも愈以退藏之積リニ付、眼疾申立、去ル九日哀願差出候処、十四日牧山廉平殿名代ニ而、御用召願之趣無余儀ニ付、御免被仰付候旨にて、無滯相済、安心仕候。書杯被致候積ニ申参り候。且此儘退隱之義ハ、如何被致候哉。何卒今少シハ忠愛之心ヲ存シ被居度申人も有之、如何仕候方公論ニ相叶可申哉。政府ニも大分惜ミ被居候哉ニも相聞得、縱令ヒ隠居願御差出候而も、御止メ可有之哉ニも承り申候得共、ケ程過激之事ニ付、直様退隱不仕もとふか、世上之風評も可有之哉ニ懸念仕候。（朱子書）四九頁）

梅窓は、山田梅窓、端山のすぐ下の弟。出でて山田家を継いだ。かつて月田蒙齋の門に学び将来を嘱望されたが、眼疾のため中途で断念を余儀なくされた。私がここでわざわざ「すさまじい跡」という形容語を用いたのは、梅窓が退隱を決意して平戸藩に隠居願を提出したのを把り來たつて、端山が「ケ程過激之事」と表現しているのを踏まえている。梅窓が眼疾というれつきとした事由によつて退隱を願い出したのがどれほど破天荒な出来事として周囲に受け止められたかは、思い半ばに過ぎるものがあろう。